

## 労働者派遣

### 【問】

労働者派遣について、正しいものを一つ選ちなさい。

- ① 派遣労働者は、派遣先ではなく、派遣元と労働契約を締結している。
- ② 派遣労働者との労働契約は、契約期間の途中であっても、いつでも解約できる。
- ③ 派遣労働者には最低賃金法が適用されない。
- ④ 派遣労働者と正社員が同じ仕事をしている場合でも、派遣労働者であれば正社員と比べて待遇に格差があってもよい。

### 【解説】

正解①  
派遣元が派遣労働者を雇用し、労働者派遣とさまざまなユーザー企業（派遣先）に派遣するという形態は、派遣会社派

の働き方です。中間搾取の問題が生じるなどの理由により、労働者派遣は長らく禁止されていましたが、1985年の労働者派遣法の成立により解禁されました。

労働者派遣の特徴は、派遣労働者と派遣元との間に労働契約関係があること、派遣労働者と派遣先との間には契約関係がなく、指揮命令関係のみがある点です。①は正解です。

2008年のリーマン・ショック後には、派遣先が派遣契約を打ち切る「派遣切り」が頻発しました。そこで15年の労働者派遣法改正では、派遣元に新たな派遣先の提供など

## 派遣先とは指揮命令関係



を義務付ける雇用安定措置が規定されました。

派遣労働者の場合も、契約期間途中に解雇ができるかが問題となりますが、有期労働契約の場合と同じく、やむを得ない事由がある場合でなければ、派遣元は派遣労働者と

の労働契約を解約することはできないと解されています。従って②は誤りです。派遣労働者も「労働者」に該当しますので、最低賃金法が適用されます。③も誤りです。

正社員と非正規社員の不合理な待遇差を禁止する、いわゆる「同一労働同一賃金」に関する法改正が行われました。労働者派遣法も改正され、派遣労働者にも均等待遇・均衡待遇の原則が適用されます。④も誤りです。派遣労働者についても、正社員との待遇格差の是正が求められています。

授 (國武英生・小樽商科大学教